

○古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱

平成29年 9 月 29 日

告示第263号

(趣旨)

第1条 この告示は、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、蓄電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、古河市補助金等交付規則（平成17年規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この告示において、補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれにも該当する蓄電システムとする。

- (1) 電力を繰り返し蓄え、停電時、電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるもの
- (2) 住宅等（住宅及び車庫等の附属建物も含む。）に設置された太陽光発電設備（発電出力10キロワット未満のものに限る。）と接続され、当該太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるもの
- (3) 蓄電池部から供給される電力が、当該住宅等にて使用されるもの
- (4) 補助対象設備の設置等が行われる当該年度及びその前年度に国が実施する補助事業における補助対象設備として登録されているものであり、かつ、設置時に未使用のもの

(補助対象者)

第3条 この告示において、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれも満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内において住宅（延床面積の2分の1以上を居住の用に供する店舗等の併用住宅を含む。以下同じ。）を建築し、購入し、若しくは賃借する者であって、住宅の引渡しを受けた日から起

算して30日以内に、当該住宅の所在地を住所地として転入を予定しているものであること。

(2) 補助金の交付を申請する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日現在の住所地に係る申請年度の市区町村税（4月から6月までに補助金の交付を申請する者にあつては、申請年度の前々年度の1月1日現在の住所地に係る申請年度の前年度の市区町村税）を滞納していないこと。

(3) 補助金の交付を申請する年度内に、自ら居住若しくは居住を予定している住宅に補助対象設備を設置すること又は補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために建築若しくは購入（以下「建築等」という。）すること。

(4) 前号に規定する場合において、補助対象者が住宅の所有者でない場合は全ての所有者の同意があり、補助対象者のほかに共有者がいる場合は全ての共有者の同意があること。

(5) 補助対象者又は補助対象者と同一住所地において居住する者が、過去に市から同様の補助金の交付を受けていないこと。

(6) 補助対象者又は補助対象者と同一住所地において居住する者が、茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取組を行っていること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

3 補助金は、一の住宅につき1回に限り交付する。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第

7号の書類の添付について、市が保有する公簿等により確認することができる場合で、申請者が当該確認に同意するときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 補助対象設備の設置又は補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するための建築等（以下「補助対象設備の設置等」という。）に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備の設置予定の住宅の位置図
- (5) 補助対象設備の設置予定箇所の配置図
- (6) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（補助対象設備があらかじめ設置された住宅を建築等する場合を除く。）
- (7) 申請年度の前年度の1月1日現在の住所地に係る申請年度の市区町村税（4月から6月までに補助金の交付を申請する者にあつては、申請年度の前々年度の1月1日現在の住所地に係る申請年度の前年の市区町村税）に滞納がない旨を証する書類
- (8) 補助対象設備を既存の太陽光発電設備に追加して設置していることが分かる書類の写し（売買契約書、検針票等。補助対象設備を既存の太陽光発電設備に追加して設置する場合に限る。）
- (9) いばらきエコチャレンジの登録が確認できる書類の写し
- (10) 住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類
- (11) 申請者本人の署名のある委任状（代理人が申請する場合に限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象設備の設置工事の着手前（補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために建築しようとする者にあつては、住宅の引渡し前）までに行わなければならない。ただし、当該期限までに申請することができない特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条第1項の申請の内容を変更しようとするときは、速やかに自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金変更申請書（様式第3号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し変更の可否を決定するとともに、自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付決定者は、補助対象設備の設置等を中止しようとするときは、自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付申請取下届（様式第5号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象設備の設置工事を完了した日（補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために建築等した者にあつては、住宅の引渡しを受けた日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに（第5条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、交付決定後速やかに、かつ、当該年度の3月末日までに）、自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、第3号の書類の添付について、市が保有する公簿等により確認することができる場合で、交付決定者が当該確認に同意するときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 補助対象設備の設置等に係る領収書・内訳書の写し
- (2) 補助対象設備及び太陽光発電設備の設置等の状況が確認できる写真
- (3) 交付決定者の住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する場合において、実績報告を行う時点で市内に住所を有しない交付決定者の住民票の写しについては、転入後速やかに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、必要に応じ現地調査を行いその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に請求しなければならない。

- (1) 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金変更承認決定通知書の写し（第7条第2項の規定により変更の承認を受けた場合に限る。）
- (3) 振込先の通帳の写し等口座情報が分かるもの

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、交付決定者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第14条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備の設置等を行った者（以下「設置者」という。）は、取得し、又は効用の増加した財産について、補助対象設備の設置等の後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(協力の義務)

第15条 設置者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成29年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、平成29年4月1日以後に行った補助対象設備の設置等について適用する。

（平成29年4月1日から施行日以後45日までにを行った補助対象設備の設置等に関する交付申請等の特例）

2 平成29年4月1日から施行日以後45日までにを行った補助対象設備の設置等に係る補助金における第5条及び第9条第1項並びに様式第1号の適用については、第5条中「補助対象設備の設置工事に着手する30日前（補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために建築等しようとする者にあつては、住宅の引渡しを受ける30日前）」とあるのは「補助対象設備の設置工事に着手した日から起算して30日を経過した日（補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために購入する者にあつては、住宅の引渡しを受けた日から起算して30日

を経過した日)又は11月1日のいずれか遅い日」と、「設置予定箇所」とあるのは「設置箇所」と、「設置工事着工前」とあるのは「設置工事着工後」とし、第9条第1項中「又は当該年度の3月末日のいずれか早い日」とあるのは「又は12月1日のいずれか遅い日」とし、様式第1号中「設置予定箇所」とあるのは「設置箇所」と、「設置工事着工前」とあるのは「設置工事着工後」と読み替えるものとする。

附 則 (平成31年告示第18号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年2月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱に規定する様式 of 用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則 (令和3年告示第108号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱(次項において「改正前要綱」という。)の規定による古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金の交付を受けている者は、この告示による改正後の古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱第3条第5号に規定する過去に市から同様の補助金の交付を受けた者とみなす。
- 3 この告示の施行の際、改正前要綱に規定する様式 of 用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則 (令和4年告示第122号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱に規定する様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則 (令和5年告示第142号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年5月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱に規定する様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則 (令和5年告示第289号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱に規定する様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則 (令和6年告示第257号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱に規定する様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測装置、表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費（据付け工事、配管工事等）	50,000円

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付申請書

古河市長 宛て

申請者 住所
氏名
電話番号

補助金の交付を受けたいので、古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

設置場所	
住宅の所有者氏名	
補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	蓄電システム ☐ 既存の太陽光発電設備に蓄電システムを接続して設置 ☐ 太陽光発電設備及び蓄電システムを接続して同時に設置
補助金交付申請額	円
工事着工予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
補助対象設備を設置 する建物等の種別 (いずれかに○)	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅（建売住宅等）を取得する。 3 住宅の新築に合わせて補助対象設備を設置する。 (2・3の場合、入居予定 年 月)
私は市税の納付状況について市が確認することに、 同意します。 ・ 同意しません。 ※同意する場合は、次の添付書類のうち 7 の提出は必要ありません。(市の公簿等で確認できる方に限ります。) ※滞納がない旨を証する書類を添付する場合は、記入不要です。	

添付書類

- 1 補助対象設備の設置等に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し

- 2 補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し
- 3 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- 4 補助対象設備の設置予定の住宅の位置図
- 5 補助対象設備の設置予定箇所の配置図
- 6 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真(補助対象設備があらかじめ設置された住宅を建築等する場合を除く。)
- 7 申請年度の前年度の1月1日現在の住所地に係る申請年度の市区町村税(4月から6月までに補助金の交付を申請する者にあつては、申請年度の前々年度の1月1日現在の住所地に係る申請年度の前年度の市区町村税)に滞納がない旨を証する書類
- 8 売買契約書、検針票等の写し(蓄電システムを既存の太陽光発電設備に追加して設置する場合に限る。)
- 9 いばらきエコチャレンジの登録が確認できる書類の写し
- 10 住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類
- 11 申請者本人の署名のある委任状(代理人が申請する場合に限る。)
- 12 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

様

古河市長 国

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり
決定したので、古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱第
6 条の規定により通知します。

1 決定区分 交付（不交付）

交付決定額 円

2 交付の条件（不交付の理由）

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金変更申請書

古河市長 宛て

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった補助金の補助事業の内容を変更したいので、古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業内容の変更

変更内容	変更前	変更後

2 変更の理由

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金変更承認（不承認）決定通知書

様

古河市長 国

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、次のとおり決定したので、古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

1 決定区分 承認（不承認）

変更内容	変更前	変更後

2 承認の条件（不承認の理由）

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付申請取下届

古河市長 宛て

届出者 住所

氏名

電話番号

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった補助金については、次の理由により取り下げたいので、古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により届け出ます。

1 交付決定額 円

2 取下げの理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金実績報告書

古河市長 宛て

報告者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた補助金に係る補助対象設備の設置が完了したので、古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により次のとおり報告します。

補助金交付決定額	円
工事完了日	年 月 日
私の住民登録について市が確認することに、 同意します。 ・ 同意しません。 ※同意する場合は、添付書類のうち 3 の提出の必要はありません。	

添付書類

- 1 補助対象設備の設置に係る領収書・内訳書の写し
- 2 補助対象設備及び太陽光発電設備の設置状況が確認できる写真
- 3 報告者の住民票の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付額確定通知書

様

古河市長 国

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、次のとおり
交付額を確定したので、古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交
付要綱第10条の規定により通知します。

交付確定額 円

様式第 8 号（第11条関係）

年 月 日

自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付請求書

古河市長 宛て

請求者 住所
氏名 印
(自署又は記名押印)
電話番号

年 月 日付け第 号をもって交付額の確定通知のあった補助金について、古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第11条の規定により、次のとおり請求します。なお、古河市が次の金融機関の口座に補助金を振り込んだときは受領したものと認めます。

- 1 請求額 円
- 2 振込先

金融機関名	銀 行	本店 支店 支所
	信用金庫	
	信用組合	
	農 協	
口 座 種 別	普通 ・ 当座	
口 座 番 号		
フリガナ		
口座名義人		

- 3 添付書類
- (1) 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金変更承認決定通知書の写し（要綱第 7 条第 2 項の規定により変更の承認を受けた場合に限り。）
- (3) 振込先の通帳の写し等口座情報が分かるもの

様式第 9 号（第12条関係）

第 号
年 月 日

自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付決定取消通知書

様

古河市長 国

年 月 日付け第 号をもって交付決定した補助金については、
次のとおりその全部（一部）を取り消したので、古河市自立・分散型エネルギー設
備導入促進事業補助金交付要綱第12条第 2 項の規定により通知します。

- 1 取り消した補助金の額 円
- 2 取消し後の補助金の額 円
- 3 取消しの内容とその理由